

議題 第 5 号

令和 9 年度地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）に係る計画認定申請について

○令和 9 年度・・・令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日

【補助対象路線】

市町をまたがって運行する路線のうち、一定の要件を満たすもの。

益田市はバス 5 路線（広益線・新広益線・小浜江崎線・津和野線・浜田益田線）について申請。

【協議会にて審議が必要な書類】（補助金申請時に必要な書類）

- ・地域公共交通計画と補助制度の連動化に係る最低限の記載事項（セルフチェック表） 資料 5－1
- ・益田市地域公共交通計画（関係部分抜粋） 資料 3－2
- ・地域公共交通計画別紙 資料 5－2
- ・生産性向上の取組に関する資料 資料 5－3
- ・表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統） 資料 5－4
- ・表 2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額。負担者及びその負担額（地域間幹線系統用） 資料 5－5
- ・表 6 車両の取得計画の概要 資料 5－6
- ・表 7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金） 資料 5－7

◎これまでの経過

令和 2 年 11 月に「地域公共交通計画の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われました。

法改正に伴い、地域間幹線系統に対する国の補助制度（地域公共交通確保維持事業）を活用するためには、補助系統の地域の公共交通における位置付けや、補助事業活用の必要性等について、益田市地域公共交通計画への追加記載が必要となったため、令和 5 年度に当協議会において交通計画の改定（必要項目の追加記載）を行いました。

地域公共交通計画と補助制度の連動化にかかる最低限の記載項目（セルフチェック表）

法定協議会構成員	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）						
	第6条第2項 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。						
	一	地域公共交通計画を作成しようとする 地方公共団体	<table><tr><td>益田市</td></tr><tr><td>石見交通（株）・益田地区タクシー協同組合・益田タクシー（株）・日本交通（株）益田営業所・西日本旅客鉄道（株）・国土交通省浜田河川国道事務所・益田県土整備事務所・益田市建設部</td></tr><tr><td>益田警察署</td></tr><tr><td>益田市連合自治会・（地域自治組織）北仙道の明日をつくる会・（地域自治組織）ときめきの里 真砂・（地域自治組織）二条里づくりの会・（地域自治組織）匹見上 清流の郷・二川地区連合自治会・（地域自治組織）とよかわの未来をつくる会・広島経済大学・島根県交通運輸産業労働組合協議会・（公社）益田市医師会事業本部・益田商工会議所・美濃商工会議所・益田市小中学校校長会・（福）益田市社会福祉協議会・（一社）益田市観光協会・益田市産業経済部・益田市教育委員会事務局・益田市福祉環境部</td></tr></table>	益田市	石見交通（株）・益田地区タクシー協同組合・益田タクシー（株）・日本交通（株）益田営業所・西日本旅客鉄道（株）・国土交通省浜田河川国道事務所・益田県土整備事務所・益田市建設部	益田警察署	益田市連合自治会・（地域自治組織）北仙道の明日をつくる会・（地域自治組織）ときめきの里 真砂・（地域自治組織）二条里づくりの会・（地域自治組織）匹見上 清流の郷・二川地区連合自治会・（地域自治組織）とよかわの未来をつくる会・広島経済大学・島根県交通運輸産業労働組合協議会・（公社）益田市医師会事業本部・益田商工会議所・美濃商工会議所・益田市小中学校校長会・（福）益田市社会福祉協議会・（一社）益田市観光協会・益田市産業経済部・益田市教育委員会事務局・益田市福祉環境部
	益田市						
	石見交通（株）・益田地区タクシー協同組合・益田タクシー（株）・日本交通（株）益田営業所・西日本旅客鉄道（株）・国土交通省浜田河川国道事務所・益田県土整備事務所・益田市建設部						
	益田警察署						
	益田市連合自治会・（地域自治組織）北仙道の明日をつくる会・（地域自治組織）ときめきの里 真砂・（地域自治組織）二条里づくりの会・（地域自治組織）匹見上 清流の郷・二川地区連合自治会・（地域自治組織）とよかわの未来をつくる会・広島経済大学・島根県交通運輸産業労働組合協議会・（公社）益田市医師会事業本部・益田商工会議所・美濃商工会議所・益田市小中学校校長会・（福）益田市社会福祉協議会・（一社）益田市観光協会・益田市産業経済部・益田市教育委員会事務局・益田市福祉環境部						
	二	関係する 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者 その他地域公共交通計画に定めようとする 事業を実施すると見込まれる者					
	三	関係する 公安委員会					
	四	地域公共交通の利用者、学識経験者 その他の当該地方公共団体が必要と認める者					
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱							
（令和 7 年 5 月 7 日 国総地第11号 国鉄都第 7 号 国鉄事第25号 国自旅第 3 号 国自技環第 5 号 国海内第 3 号 国空事第14号）							
第3条 第1項	一 関係する都道府県又は市区町村						
	二 関係する交通事業者又は 交通施設管理者等	<table><tr><td>島根県地域振興部交通対策課</td></tr><tr><td>石見交通（株）・益田タクシー（株）・日本交通（株）益田営業所</td></tr><tr><td>中国運輸局島根運輸支局</td></tr><tr><td>該当なし</td></tr><tr><td>該当なし</td></tr></table>	島根県地域振興部交通対策課	石見交通（株）・益田タクシー（株）・日本交通（株）益田営業所	中国運輸局島根運輸支局	該当なし	該当なし
島根県地域振興部交通対策課							
石見交通（株）・益田タクシー（株）・日本交通（株）益田営業所							
中国運輸局島根運輸支局							
該当なし							
該当なし							
	三 地方運輸局 又は地方航空局						
	四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者						
第3条 第2項	関係する 都道府県及び市区町村 【「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を市町村の計画に基づいて申請する場合】						
※ <u>関係協会（バス協会等）も構成員に含めることは可能ですが、運行実施者も構成員としておく必要があります。</u>							
※ <u>法定協議会の下部組織（部会・分科会等）を設け、下部組織での議論を法定協議会に報告する形式での運用も可能です。</u>							
※ <u>法定協議会の下部組織を設ける場合はその旨を設置要綱にその旨を明記してください。</u>							

地域公共交通計画と補助制度の連動化にかかる最低限の記載項目（セルフチェック表）			益田市		
URL: https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/seisakukikakukyoku/koutsutaisakuka/5/masudashitiikikoukyoukoutuukeikaku/7653.html					
運行費補助	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）			記載箇所	
	第5条第2項 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。				
	一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針			P76	
	二 地域公共交通計画の区域			P8	
	三 地域公共交通計画の目標			P76～78	
	四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項			P79～95	
	五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項			P97～101	
	六 計画期間			P8	
	七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項			—	
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 （令和7年5月7日国総地第11号 国鉄都第7号 国鉄事第25号 国自旅第3号 国自技環第5号 国海内第3号 国空事第14号）				
第7条第1項 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。			幹線	表1のとおり	
一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割			P68～70		
二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性			P80		
三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要			P72～74		
四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法			P98～99		
車両補助	第3節 車両減価償却費等国庫補助金			P68	
	第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金			—	
	第5節 貨客混載導入経費国庫補助金			—	
	※車両補助の活用を見込む場合は、その旨も計画への記載が必要です。				

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

R9年度

都道府県 （市区町 村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事 業に要する 国庫補助額 （千円）	特 例 措 置	記 載 箇 所
島根県 （益田市）	石見交通（株）	(1) 広益	7,963.5		P72
		(2) 新広益	1,489.5		P72
		(3) 小浜江崎	2,694.0		P72
		(4) 津和野	5,527.0		P72
		(5) 浜田益田	5,688.5		P72
		(6)			
		(7)			
合 計			23,362.5		

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

R10年度

都道府県 （市区町 村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事 業に要する 国庫補助額 （千円）	特 例 措 置	記 載 箇 所
島根県 （益田市）	石見交通（株）	(1) 広益	7,963.5		P72
		(2) 新広益	1,489.5		P72
		(3) 小浜江崎	2,694.0		P72
		(4) 津和野	5,527.0		P72
		(5) 浜田益田	5,688.5		P72
		(6)			
		(7)			
合 計			23,362.5		

（注）

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

R11年度

都道府県 （市区町 村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事 業に要する 国庫補助額 （千円）	特 例 措 置	記 載 箇 所
島根県 （益田市）	石見交通（株）	(1) 広益	7,963.5		P72
		(2) 新広益	1,489.5		P72
		(3) 小浜江崎	2,694.0		P72
		(4) 津和野	5,527.0		P72
		(5) 浜田益田	5,688.5		P72
		(6)			
		(7)			
合 計			23,362.5		

（注）

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

令和 8 年 6 月 日
益田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

従来、島根県内においては、各市町村の交通サービスの水準・形態とも様々であり、どの路線を維持し、こういった手法で運行するかについては、最終的には、市町村の判断において設定されるべきものとされているが、生活交通の確保については、県においても相当の責任を負うという考え方から、島根県におかれては、一定の要件の下に県も支援を実施されており、県及び市町村が連携することにより、県民の日常生活に密着した生活交通の維持を図ってきたところである。また、JR西日本による三江線廃止に伴う沿線地域における代替交通の確保維持にも努めるなど、地域独自の課題への対応も県及び関係市町村で対応してきているところ、生活交通は地域の幹線に様々な形態の地域内交通が接続することによりネットワークを形成し、最も効率的にその機能を発揮するものであると考えられるが、県においては、市街地を運行する系統も含めて、ほぼ全ての地域間幹線系統が事業として成り立たない状況にあり、本事業を活用して、ネットワークの核となる地域間幹線系統を持続的に維持確保しようとするものである。

益田市は、東は浜田市・広島県北広島町・安芸太田町、西は山口県萩市、南は津和野町・吉賀町、山口県岩国市及び広島県廿日市市に接しており、隣接市町へ通じる幹線交通である路線バスや高速バス、鉄道を軸に、市域内に広範に路線バス、乗合タクシー等により構成される公共交通機関網が広がっている。また、広島市に通じる広益線や新広益線については、総合病院への通院や、大規模商店での生活用品の買い入れなど、市民の日常生活機能を担う中で欠かすことができない路線となっている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少し続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

このため、地域公共交通確保維持事業により、広益線・新広益線・小浜江崎線・津和野線・浜田益田線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・市内の路線（路線バス・高速バス）全体の利用者数を 619,000 人以上とする。
（路線別では、補助対象系統のみの利用者数）
 - 【小浜江崎線】 36,711 人
 - 【津和野線】 64,567 人
 - 【広益線】 62,447 人
 - 【新広益線】 18,604 人
 - 【浜田益田線】 61,284 人 以上とする。）
- ・市内の路線（路線バス・高速バス）全体の収支率を 47.6% 以上とする。
- ・市内の路線（路線バス・高速バス）全体の益田市の年間負担額を 152,861 千円以内とする。

目標としては市内地域間幹線バス系統の輸送人員について、令和 7 年度実績値を上回ることとしながら、地元意見を積極的に取り入れて路線のあり方を今後も検討していく。

また、広益線と新広益線の輸送人員については、令和 4 年度実績値を基準値として、前年の目標値に毎年 1% 上乗せした値を目標値として設定する。

収支改善率について令和 7 年度実績値から 1% 以上改善する。

（益田市地域公共交通計画 P98 参照）

(2) 事業の効果

生活交通の多くが、地域間幹線系統と接続しており、主に自家用車等の移動手段を持たない住民が日常生活において広域的な移動することを可能にしている。

本事業により、地域間幹線系統の路線を維持することで、地域住民に必要不可欠な移動手段が確保される。

広益線・新広益線・小浜江崎線・津和野線・浜田益田線を維持することにより、沿線集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・免許返納割引制度PRや交通系ICカード周遊券等の利用促進（石見交通）
- ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップを作成し、必要とされる方へ配布（益田市）
- ・公共交通のワークショップの開催等モビリティマネジメントを行う。（益田市）
- ・運転士不足の解消に向けた担い手の確保（益田市・石見交通）
（益田市地域公共交通計画 P80～95 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり。（各市町において、該当する運行系統名に色づけ）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり。（各市町において、該当する運行系統名に色づけ）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・市民アンケート調査（市内在住18歳以上の住民から無作為にアンケートを実施。外出状況・公共交通の利用状況と満足度等を調査。）
- ・高校生アンケート調査（市内に在籍する高校2年生、隣接市町の高校に通学する本市在住の高校生を対象に実施。（個人属性・通学手段等を調査。））
- ・利用者聞き取り調査（公共交通利用者の利用状況や満足度等を調査。）
- ・事業者実施の乗降調査。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

別添「生産性向上の取組検討シート」のとおり（各市町において、該当する路線名に色づけ）

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
本市においては地域間幹線も含めて、ほぼ全ての生活路線は赤字であり、事業者にとって将来にわたって当該事業における利益が見込めない中で、多額の資金を必要とするバス車両の更新は大きな負担であることは明らかである。 こうしたことから、車両更新への支援は必要な路線を継続的に維持する上で必要不可欠であり、本事業を活用して、必要な車両更新を後押しすることにより、地域間幹線を持続的に維持確保しようとするものである。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
ノンステップバスの導入を図り、令和7年度の導入率（95.6%）を下回らないことを目標とする。
(2) 事業の効果
計画的に車両更新を進めることにより、順次、バス車両の快適性を高め、利用者の増に寄与するとともに、また、ノンステップバスの導入を促進することを目指し、障がい者や高齢者にとっても、よりやさしい公共交通となることを目指す。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6、表7を添付
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果

該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
益田市地域公共交通活性化協議会 ・令和8年6月26日 幹線系統について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
対象系統の沿線市町が住民や利用者から聴取した意見を、協議会において報告。便数の増、バス停の数や位置、案内・表示等についての細かな意見は様々あったが、いずれの幹線系統も沿線住民にとっては欠かせない重要な系統であり、現在運行している系統については、減便せず、引き続き運行を確保してもらいたいという意見が多数。 そのため、令和9年度の計画としては、現状程度の系統を維持し、今後も行政と沿線住民、事業者が連携し、時刻表・路線図の配布や案内板の設置などについて協議を行い、より一層の利用促進に努めることとした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 島根県益田市駅前町17番1号

益田駅前ビルEAGA3階

(所 属) 政策企画局交通対策課

(氏 名) 三上 敦也

(電 話) 0856-31-1050

(e-mail) koutsu@city.masuda.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

【別添】生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

整理 番号	路線	起点	経由地	終点	キロ程 (km)	1. 令和9年度における生産性の取組について	2. 実施主体	3. 取組効果目標	4. 実施に向けたスケジュール	5.『地域間幹線系統バス「生産性向上の取組」の進め方等について』2. (2)②の具体的な検討状況						
						実施内容				備考	A 貨客混載	A 路線再編	A 混乗化	A観光需要の取り込み	B	C
1	広益	石見交通 本社前	(高津川号)	広島 新幹線口	148.7	・ICカードのPRを行い利用促進に努める ・体験乗車会等による利用促進に努める ・観光需要等利用促進に向けPRIに努める	石見交通 行政	増収:前年比1%増	行政と調整の上 地域イベント等で実施(通年)	実施中	実施済 今後も住民ニーズに 応じた再編計画を行 政と調整する	困難	現在も調整中のため 未定	地域住民の生活に不 可欠な系統であり、鉄 道など他の交通機関 がないため困難	非該当	なし
2	新広益	益田駅前	美都 戸河内	広島 新幹線口	122.9	・行政と連携し観光需要の増加に努める	安芸太田町	増収:前年比1%増	行政と調整の上 地域イベント等で実施(通年)	実施中	実施済 今後も住民ニーズに 応じた再編計画を行 政と調整する	困難	調整中のため未定	地域住民の生活に不 可欠な系統であり、鉄 道など他の交通機関 がないため困難	非該当	なし
3	小浜江崎	医光寺前	日赤 温泉	江崎港 (須佐駅前)	31.4	・ICカードのPRを行い利用促進に努める ・体験乗車会等による利用促進に努める ・免許返納割引制度PRIによる高齢者の 事故防止及び利用促進に努める	石見交通 行政	増収:前年比1%増	行政と調整の上 地域イベント等で実施(通年)	ニーズに応じて検討する	実施済 今後も住民ニーズに 応じた再編計画を行 政と調整する	困難	現在も調整中のため 未定	地域住民の生活に不 可欠な系統であり、鉄 道など他の交通機関 はあるものの利用実 態に合わないため困 難	非該当	なし
4	津和野	医光寺前	日原	津和野温泉	44.5	・ICカードのPRを行い利用促進に努める ・体験乗車会等による利用促進に努める ・免許返納割引制度PRIによる高齢者の 事故防止及び利用促進に努める	石見交通 行政	増収:前年比1%増	行政と調整の上 地域イベント等で実施(通年)	ニーズに応じて検討する	住民ニーズに応じた再 編計画を行政と調整 する	困難	実施済	地域住民の生活に不 可欠な系統であり、鉄 道など他の交通機関 はあるものの利用実 態に合わないため困 難	非該当	なし
5	浜田益田	石見交通 本社前	日赤・医師会 ・三隅	浜田駅前	45.7	・ICカードのPRを行い利用促進に努める ・体験乗車会等による利用促進に努める ・免許返納割引制度PRIによる高齢者の 事故防止及び利用促進に努める	石見交通 行政	増収:前年比1%増	行政と調整の上 地域イベント等で実施(通年)	ニーズに応じて検討する	実施済 今後も住民ニーズに 応じた再編計画を行 政と調整する	困難	困難	地域住民の生活に不 可欠な系統であり、鉄 道など他の交通機関 はあるものの利用実 態に合わないため困 難	非該当	なし
6	弥栄	浜田駅前	下鍋石	弥栄支所	27.0	・ICカードのPRを行い利用促進に努める ・体験乗車会等による利用促進に努める ・免許返納割引制度PRIによる高齢者の 事故防止及び利用促進に努める	石見交通 行政	増収:前年比1%増	行政と調整の上 地域イベント等で実施(通年)	ニーズに応じて検討する	住民ニーズに応じた再 編計画を行政と調整 する	困難	困難	地域住民の生活に不 可欠な系統であり、鉄 道など他の交通機関 がないため困難	非該当	なし
7	周布江津	周布	西波子・ 済生会病院	江津駅前	32.3	・ICカードのPRを行い利用促進に努める ・体験乗車会等による利用促進に努める ・免許返納割引制度PRIによる高齢者の 事故防止及び利用促進に努める	石見交通 行政	増収:前年比1%増	行政と調整の上 地域イベント等で実施(通年)	ニーズに応じて検討する	住民ニーズに応じた再 編計画を行政と調整 する	困難	現在も調整中のため 未定	地域住民の生活に不 可欠な系統であり、鉄 道など他の交通機関 はあるものの利用実 態に合わないため困 難	非該当	なし
8	江津川本	済生会病院 (江津高校前)	江津駅前 ・川戸	石見川本	44.5	・ICカードのPRを行い利用促進に努める ・体験乗車会等による利用促進に努める ・免許返納割引制度PRIによる高齢者の 事故防止及び利用促進に努める	石見交通 行政	増収:前年比1%増		ニーズに応じて検討する	実施済 今後も住民ニーズに 応じた再編計画を行 政と調整する	実施済	現在も調整中のため 未定	地域住民の生活に不 可欠な系統であり、鉄 道など他の交通機関 がないため困難	非該当	なし
9	大田江津	大田 市立病院前	仁万駅前	済生会病院	48.2	・ICカードのPRを行い利用促進に努める ・体験乗車会等による利用促進に努める ・免許返納割引制度PRIによる高齢者の 事故防止及び利用促進に努める	石見交通 行政	増収:前年比1%増	行政と調整の上 地域イベント等で実施(通年)	ニーズに応じて検討する	現在も調整中のため 未定	困難	困難	地域住民の生活に不 可欠な系統であり、鉄 道など他の交通機関 はあるものの利用実 態に合わないため困 難	非該当	なし

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
島根県	一畑バス(株)	(1) 万原	5,454.5	
		(2) 恵曇	4,455.0	
		(3) 玉造	1,629.0	
		(小計)	11,538.0	
	石見交通(株)	(1) 広益	7,963.5	
		(2) 新広益	1,489.5	
		(3) 小浜江崎	2,694.0	
		(4) 津和野	5,527.0	
		(5) 浜田益田	5,688.5	
		(6) 弥栄	2,235.5	
		(7) 周布江津	12,157.5	
		(8) 江津川本	1,796.0	
		(9) 大田江津	5,711.5	
		(小計)	45,263.0	
	合 計		56,801.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R10年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
島根県	一畑バス(株)	(1) 万原	5,454.5	
		(2) 恵曇	4,455.0	
		(3) 玉造	1,629.0	
		(小計)	11,538.0	
	石見交通(株)	(1) 広益	7,963.5	
		(2) 新広益	1,489.5	
		(3) 小浜江崎	2,694.0	
		(4) 津和野	5,527.0	
		(5) 浜田益田	5,688.5	
		(6) 弥栄	2,235.5	
		(7) 周布江津	12,157.5	
		(8) 江津川本	1,796.0	
		(9) 大田江津	5,711.5	
		(小計)	45,263.0	
	合 計		56,801.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R11年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
島根県	一畑バス(株)	(1) 万原	5,454.5	
		(2) 恵曇	4,455.0	
		(3) 玉造	1,629.0	
		(小計)	11,538.0	
	石見交通(株)	(1) 広益	7,963.5	
		(2) 新広益	1,489.5	
		(3) 小浜江崎	2,694.0	
		(4) 津和野	5,527.0	
		(5) 浜田益田	5,688.5	
		(6) 弥栄	2,235.5	
		(7) 周布江津	12,157.5	
		(8) 江津川本	1,796.0	
		(9) 大田江津	5,711.5	
		(小計)	45,263.0	
	合 計		56,801.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名		石見交通株式会社							
1. 申請事業者の概要									
補助対象期間の 前々年度(基準期間)の損益状況 R7	乗合バス事業								
	営業収益	518,150	千円	営業外収益	11,066	千円	経常収益(イ)	529,216	千円
	営業費用	1,149,122	千円	営業外費用	6,048	千円	経常費用(ロ)	1,155,170	千円
	営業損益	-630,972	千円	営業外損益	5,018	千円	経常損益	-625,954	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		4,166,801.3	km			経常収支率	45.81%	%	
基準期間の前年度の 損益状況 R6	乗合バス事業								
	営業収益	512,653	千円	営業外収益	14,489	千円	経常収益(イ)	527,142	千円
	営業費用	1,121,336	千円	営業外費用	2,888	千円	経常費用(ロ)	1,124,224	千円
	営業損益	-608,683	千円	営業外損益	11,601	千円	経常損益	-597,082	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)		4,557,690.4	km			経常収支率	46.88%	%	
基準期間の前々年度 の 損益状況 R5	乗合バス事業								
	営業収益	496,210	千円	営業外収益	60,157	千円	経常収益(イ)	556,367	千円
	営業費用	1,102,932	千円	営業外費用	3,835	千円	経常費用(ロ)	1,106,767	千円
	営業損益	-606,722	千円	営業外損益	56,322	千円	経常損益	-550,400	千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ)		4,763,429.9	km			経常収支率	50.26%	%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ナハ＝a R5	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ナハ＝b R6	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ナハ＝c R7
山陰	232円、34銭	246円、66銭	277円、23銭
山陽	232円、34銭	246円、66銭	277円、23銭

※「基準期間」は、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか小さい額 ヘ	キロ当たり経常費用 ニ＝ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ナハ＝ト
山陰	252円、07銭	312円、54銭	252円、07銭	0円、00銭	127円、00銭
山陽	252円、07銭	442円、83銭	252円、07銭	0円、00銭	127円、00銭

3. 旅客運賃の上乗率算認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付 率算の率と (注)4.の 適用割合 フ	上乗率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	ノ3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	ノ3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	ノ3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	特 例 措置	運行 系統名	運行系統			計画 運行 回数 ()	計画 平均 乗車 密度	計画 輸送 量	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を策 定する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程 と地域公共 交通再編事 業を実施す る区域にお けるキロ程 との比率 オ÷チ＝ウ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 経路経費外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との 競合部分に 係るキロ程 ル	他路線との 競合部分に 係るキロ程 と同一補助ブ ロック経路経 費外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 （オ÷リ）÷ヌ＝ハ			
			起点	主な 経由地	終点													
1		広益	石見交通 本社前	(高津川号)	広島 新幹線口	365日	1,825.0 (5.0)回	6.3	31.5人	往148.7km (平均) 復148.7km	148.7km	0.0km	%	往83.0km (平均) 復83.0km	83.0km	0.0km	%	44.182%
2		新広益	益田駅前	美都・戸河内	広島 新幹線口	365日	1,095.0 (3.0)回	4.8	14.4人	往122.9km 復122.9km	122.9km	0.0km	%	往86.0km 復86.0km	86.0km	0.0km	%	30.024%
3		小浜江崎	医光寺前	日赤・温泉	江崎港 (須佐駅前)	365日	1,973.5 (5.4)回	3.0	16.2人	往32.1km 復30.7km	31.4km	0.0km	%	往10.2km 復9.5km	9.8km	0.0km	%	68.789%
4		津和野	医光寺前	日原	津和野 温泉	365日	1,825.0 (5.0)回	3.0	15.0人	往44.5km 復44.5km	44.5km	0.0km	%		0.0km	0.0km	%	100.000%
5	山陰	浜田益田	石見交通 本社前	日赤・医師会 ・三隅	浜田駅前	365日	2,190.0 (6.0)回	2.9	17.4人	往45.7km 復45.7km	45.7km	0.0km	%	0.0km	0.0km	0.0km	%	100.000%
6		弥栄	浜田駅前	下鍋石	弥栄支所	365日	1,825.0 (5.0)回	2.2	11.0人	往27.0km 復27.0km	27.0km	0.0km	%	0.0km	0.0km	0.0km	%	100.000%
7		周布江津	周布	西波子・ 済生会病院	江津駅前	365日	5,110.0 (14.0)回	4.1	57.4人	往32.3km 復32.3km	32.3km	0.0km	%	0.0km	0.0km	0.0km	%	100.000%
8		江津川本	済生会病院 (江津高校前)	江津駅前 ・川戸	石見川本	365日	1,539.0 (4.2)回	1.2	5.0人	往44.2km 復44.8km	44.5km	0.0km	%	0.0km	0.0km	0.0km	%	100.000%
9		大田江津	大田 市立病院前	仁万駅前	済生会病院	365日	1,460.0 (4.0)回	4.0	16.0人	往48.1km 復48.3km	48.2km	0.0km	%	0.0km	0.0km	0.0km	%	100.000%
合計		9系統																

令和9年度
令和10・11年度
については、日
税目等の日数に
よる運行回数の
違いを除き、変更
が無いため省略

[illegible]

補助金 種別 と 用途 区分		ウの負担率とその負担割合										その他の事業の 具体的な経費	
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の事業」 の具体的な経費			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
山階	1	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		
	2	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		
	3	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		
	4	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		
	5	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		
	6	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		
	7	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		
	8	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		
	9	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		

(2) 添付書類

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。

ただし、過去に生活支費補給金等交付金の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができるとする。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4. 旅客運賃の上限又は認可と交付、補助金交付支額削減（注4）の適用と交付することとなる項目は、当該認可書の交付

表6 車両の取得計画の概要

【R9】

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
島根県	一畑バス(株)	13	16,250
	石見交通(株)	20	24,304

表6 車両の取得計画の概要

【R10】

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
島根県	一畑バス(株)	13	15,750
	石見交通(株)	21	23,905

表6 車両の取得計画の概要

【R11】

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
島根県	一畑バス(株)	13	15,250
	石見交通(株)	22	24,294

表7 車両の取得を行う事業者

資料5－7

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)										
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
山 陰	9-1	新広益線	2	都市間連絡用 車両	標準仕様		56	11.99	8 . 10	現金
山 陰	9-2	新広益線	2	都市間連絡用 車両	標準仕様		56	11.99	8 . 10	現金
山 陰	9-3	新広益線	2	都市間連絡用 車両	標準仕様		56	11.99	8 . 10	現金
山 陰	9-4	周布江津線	7	超低床	スロープ付	標準仕様	56	8.99	9 . 2	現金
山 陰	9-5	周布江津線	7	超低床	スロープ付	標準仕様	56	8.99	9 . 2	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	実費購入予定費(円)＊消費税を除く				実費購入予定費合 計額から備忘価格を 控除した額(円)	木と限度額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法) △×(0.5or0.4)＝ト (定額法)△×0.2＝ト	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	△とルのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)＝カ	計画額(千円) カ×1/2＝ヨ	＊残存価格 (円) ヘ－カ＝タ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
	イ	ロ	ハ	イ＋ロ＋ハ＝ニ	ニ－1円＝ホ	ヘ		チ	ト＋チ＝ヌ	ル	ヲ	ワ			
9-1	39,230,000	0	0	39,230,000	39,229,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	15,692,000	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
9-2	39,230,000	0	0	39,230,000	39,229,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	15,692,000	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
9-3	39,230,000	0	0	39,230,000	39,229,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	15,692,000	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
9-4	23,860,000	0	0	23,860,000	23,859,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	9,544,000	6,000,000	8	4,000,000 円	2,000.0	11,000,000
9-5	23,860,000	0	0	23,860,000	23,859,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	9,544,000	6,000,000	8	4,000,000 円	2,000.0	11,000,000
計	165,410,000	0	0	165,410,000	165,409,995	75,000,000	30,000,000	0	30,000,000	66,164,000	30,000,000		26,000 千円	13,000	49,000,000

※9-1、9-2、9-3を各県へ配分

島根県	広島県
配分比率	配分比率
30.024%	69.976%
900.7	2,099.2
900.7	2,099.2
900.7	2,099.2

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(％) 年利	レと2.5%のうち 低い方の率(％)	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2＝ネ
9-1	15,000,000	60	2.50%	2.50%	315,000 円	157.5
9-2	15,000,000	60	2.50%	2.50%	315,000 円	157.5
9-3	15,000,000	60	2.50%	2.50%	315,000 円	157.5
9-4	15,000,000	60	2.50%	2.50%	234,000 円	117.0
9-5	15,000,000	60	2.50%	2.50%	234,000 円	117.0
計	75,000,000				1,413 千円	706

※9-1、9-2、9-3を各県へ配分

島根県	広島県
配分比率	配分比率
30.024%	69.976%
47.2	110.2
47.2	110.2
47.2	110.2

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ＋ツ	ヨ＋ネ
27,413	7,077

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ック 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具 体的 概 要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 4 年度～令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請 番号	
			当該年度	初年度
山 陰	8-1	小浜江崎線・浜田益田線	3・5	3・5
山 陰	8-2	浜田益田線	5	5
山 陰	8-3	浜田益田線	5	5
山 陰	7-1	浜田益田線	5	5
山 陰	7-2	浜田益田線	5	5
山 陰	7-3	周布江津線	7	7
山 陰	6-1	津和野線	3	3
山 陰	6-2	周布江津線	7	9・10
山 陰	6-3	周布江津線	7	9・10
山 陰	5-1	浜田益田線	5	6
山 陰	5-2	浜田益田線	5	6
山 陰	5-3	周布江津線	7	8・9
山 陰	4-1	津和野線	4	5
山 陰	4-2	周布江津線	7	8・9
山 陰	4-3	周布江津線	7	8・9

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	補助対象限度 額(円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ 外)の額＝ウ	普通償却限度 額 (定率法) ナ×0.5×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額 (円) ウ	償却限度額 (円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少 ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格 (円) ラ＝マ＝フ
8-1	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,292,000	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0	6,600,000
8-2	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,292,000	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0	6,600,000
8-3	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,292,000	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0	6,600,000
7-1	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	3,775,200	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
7-2	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	3,775,200	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
7-3	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	3,775,200	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
6-1	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,772,000	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0	1,980,000
6-2	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,772,000	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0	1,980,000
6-3	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,772,000	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0	1,980,000
5-1	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,368,799	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	0
5-2	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,368,799	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	0
5-3	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,368,799	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	0
計	180,000,000	70,350,000	32,730,000	0	32,730,000	45,623,997	32,730,000		32,730 千円	16,365	37,620,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円) ナの額以内＝ユ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
8-1	15,000,000	60	9	20	2.88%	2.50%	289,900 円	144.9
8-2	15,000,000	60	9	20	2.88%	2.50%	289,900 円	144.9
8-3	15,000,000	60	9	20	2.88%	2.50%	289,900 円	144.9
7-1	15,000,000	60	21	32	2.04%	2.04%	175,839 円	87.9
7-2	15,000,000	60	21	32	2.04%	2.04%	175,839 円	87.9
7-3	15,000,000	60	21	32	2.00%	2.00%	172,000 円	86.0
6-1	15,000,000	60	33	44	1.353%	1.353%	76,031 円	38.0
6-2	15,000,000	60	33	44	1.353%	1.353%	76,031 円	38.0
6-3	15,000,000	60	33	44	1.35%	1.35%	75,600 円	37.8
5-1	15,000,000	60	45	56	1.24%	1.24%	32,480 円	16.2
5-2	15,000,000	60	45	56	1.24%	1.24%	32,480 円	16.2
5-3	15,000,000	60	45	56	1.25%	1.25%	32,800 円	16.4
4-1	15,000,000	60	57	60	1.00%	1.00%	2,072 円	1.0
4-2	15,000,000	60	57	60	1.00%	1.00%	2,072 円	1.0
4-3	15,000,000	60	57	60	1.00%	1.00%	2,000 円	1.0
計	225,000,000						1,724 千円	862

【所要経費(2年目以降合計)】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
34,454	17,227

	台数	補助対象経費	計画額
新規	5台	27,413千円	7,077千円
継続	15台	34,454千円	17,227千円
合計	20台	61,867千円	24,304千円

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当たりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実質購入予定資については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。
- 普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した車両:保証率0.06249 改定償却率:1.000
※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10600 改定償却率:0.500
※3. 上記1.1.に記載した特例の償却率を適用する場合は、それに応じた保証率等を適用すること。
- 自家用有償旅客運送の場合、普通償却限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償却率を適用すること。
なお、特別の償却率、改定償却率の取扱いについては11.及び12.の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率、保証率、改定償却率とすること。)
- 添付書類
1 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
3 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
4 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
5 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	石見交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別		乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
山 陰	10-1	広益線	1	都市間連絡用 車両	標準仕様		56	9 . 10	現金
山 陰	10-2	広益線	1	都市間連絡用 車両	標準仕様		56	9 . 10	現金
山 陰	10-3	浜田益田線	5	超低床	スロープ付	標準仕様	56	10 . 2	現金
山 陰	10-4	周布江津線	7	超低床	スロープ付	標準仕様	56	10 . 2	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合 計額から備忘価格 を控除した額(円)	未と限度額のう ち少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法) △×(0.5or0.4)＝ト (定額法)△×0.2＝ト	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	△と△のうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額(千円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計										
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ＝ニ	ニ-1円＝ホ	ヘ		チ	ト+チ＝ヌ	ル		ワ	ヲ×ワ÷12(月)＝カ	カ×1/2＝コ
10-1	39,230,000	0	0	39,230,000	39,229,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	15,692,000	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0
10-2	39,230,000	0	0	39,230,000	39,229,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	15,692,000	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0
10-3	23,860,000	0	0	23,860,000	23,859,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	9,544,000	6,000,000	8	4,000,000 円	2,000.0
10-4	23,860,000	0	0	23,860,000	23,859,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	9,544,000	6,000,000	8	4,000,000 円	2,000.0
計	126,180,000	0	0	126,180,000	126,179,996	60,000,000	24,000,000	0	24,000,000	50,472,000	24,000,000		20,000 千円	10,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	ヘの額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2＝ネ
10-1	15,000,000	60	2.50%	2.50%	315,000 円	157.5
10-2	15,000,000	60	2.50%	2.50%	315,000 円	157.5
10-3	15,000,000	60	2.50%	2.50%	234,000 円	117.0
10-4	15,000,000	60	2.50%	2.50%	234,000 円	117.0
計	60,000,000				1,098 千円	549

※10-1、10-2を各県へ配分

島根県	広島県	山口県
配分比率	配分比率	配分比率
44.183%	48.420%	7.397%
69.5	76.2	11.6
69.5	76.2	11.6

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	コ+ネ
21,098	7,023

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県	市区町村	その他の者	事業者自己負担	事業者自己負担	事業者自己負担	事業者自己負担	事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 5 年度～令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請 番号	
			当該年度	初年度
山 陰	9-1	新広益線	2	2
山 陰	9-2	新広益線	2	2
山 陰	9-3	新広益線	2	2
山 陰	9-4	周布江津線	7	7
山 陰	9-5	周布江津線	7	7
山 陰	8-1	小浜江崎線・浜田益田線	3・5	3・5
山 陰	8-2	浜田益田線	5	5
山 陰	8-3	浜田益田線	5	5
山 陰	7-1	浜田益田線	5	5
山 陰	7-2	浜田益田線	5	5
山 陰	7-3	周布江津線	7	7
山 陰	6-1	津和野線	3	3
山 陰	6-2	周布江津線	7	9・10
山 陰	6-3	周布江津線	7	9・10
山 陰	5-1	浜田益田線	5	6
山 陰	5-2	浜田益田線	5	6
山 陰	5-3	周布江津線	7	8・9

10-1、10-2を各県へ配分

* 残存価格 (円)	島根県	広島県	山口県
ヘ-カ=タ	配分比率	配分比率	配分比率
9,000,000	44.183%	48.420%	7.397%
9,000,000	1,325.4	1,452.6	221.9
11,000,000	1,325.4	1,452.6	221.9
11,000,000			
40,000,000			

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	補助対象限度 額(円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ 外)の額＝ウ	普通償却限度 額 (定率法) ナ×(1.5年×0.4)＝ム (定額法)7ナ×0.2＝ム	特別償却額 (円) ウ	償却限度額 (円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額 (円) オ	ノオのうち少 ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ
9-1	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	9,415,200	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0
9-2	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	9,415,200	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0
9-3	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	9,415,200	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0
9-4	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,998,933	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0
9-5	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,998,933	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0
8-1	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	3,775,200	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0
8-2	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	3,775,200	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0
8-3	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	3,775,200	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0
7-1	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,831,400	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
7-2	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,831,400	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
7-3	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,831,400	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
6-1	15,000,000	1,980,000	1,980,000	0	1,980,000	2,771,999	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
6-2	15,000,000	1,980,000	1,980,000	0	1,980,000	2,771,999	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
6-3	15,000,000	1,980,000	1,980,000	0	1,980,000	2,771,999	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
計	210,000,000	86,620,000	39,400,000	0	39,400,000	70,379,263	39,400,000		39,400 千円	19,700

* 残存価格 (円) ラ＝マ＝フ
5,400,000
5,400,000
5,400,000
6,600,000
6,600,000
3,960,000
3,960,000
3,960,000
1,980,000
1,980,000
1,980,000
0
0
0
47,220,000

9-1、9-2、9-3を各県へ配分

島根県	広島県
配分比率	配分比率
30.024%	69.976%
540.4	1,259.5
540.4	1,259.5
540.4	1,259.5

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 7	計画額(千円) 7×1/2＝サ
			(自)	(至)				
9-1	15,000,000	60	12	23	2.50%	2.50%	270,725 円	135.3
9-2	15,000,000	60	12	23	2.50%	2.50%	270,725 円	135.3
9-3	15,000,000	60	12	23	2.50%	2.50%	270,725 円	135.3
9-4	15,000,000	60	9	20	2.50%	2.50%	289,900 円	144.9
9-5	15,000,000	60	9	20	2.50%	2.50%	289,900 円	144.9
8-1	15,000,000	60	21	32	2.88%	2.50%	215,000 円	107.5
8-2	15,000,000	60	21	32	2.88%	2.50%	215,000 円	107.5
8-3	15,000,000	60	21	32	2.88%	2.50%	215,000 円	107.5
7-1	15,000,000	60	33	44	2.04%	2.04%	114,765 円	57.3
7-2	15,000,000	60	33	44	2.04%	2.04%	114,765 円	57.3
7-3	15,000,000	60	33	44	2.00%	2.00%	112,000 円	56.0
6-1	15,000,000	60	45	56	1.353%	1.353%	35,524 円	17.7
6-2	15,000,000	60	45	56	1.353%	1.353%	35,524 円	17.7
6-3	15,000,000	60	45	56	1.35%	1.35%	35,200 円	17.6
5-1	15,000,000	60	57	60	1.24%	1.24%	2,580 円	1.2
5-2	15,000,000	60	57	60	1.24%	1.24%	2,580 円	1.2
5-3	15,000,000	60	57	60	1.25%	1.25%	2,600 円	1.3
計	255,000,000						2,492 千円	1,245

【所要経費(2年目以降合計)】

補助対象経費(千円) マ＋7	計画額(千円) ケ＋サ
41,892	16,882

9-1、9-2、9-3を各県へ配分

島根県	広島県
配分比率	配分比率
30.024%	69.976%
40.6	94.7
40.6	94.7
40.6	94.7

	台数	補助対象経費	計画額
新規	4台	21,098千円	7,023千円
継続	17台	41,892千円	16,882千円
合計	21台	62,990千円	23,905千円

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小教点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証書書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以前に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。
- 普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した車両:償証率0.06249 改定償却率:1.000
※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10900 改定償却率:0.5000
※3. 上記11. に記載した特例の償却率を適用する場合は、それに応じた保証率等を適用すること。
- 自家用有償旅客運送の場合、普通償却限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償却率を適用すること。
なお、特例の償却率、改定償却率の取扱いについては11. 及び12. の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率、保証率、改定償却率とすること。)

(2) 添付書類
1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
3.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
5.移動円滑化のための必要な施設又は必要な構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)

6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	石見交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 11 年度)										
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
山 陰	11-1	広益線	1	都市間連絡用 車両	標準仕様		56	11.99	10 . 10	現金
山 陰	11-2	浜田益田線	5	超低床	スロープ付	標準仕様	56	8.99	11 . 2	現金
山 陰	11-3	周布江津線	7	超低床	スロープ付	標準仕様	56	8.99	11 . 2	現金
山 陰	11-4	周布江津線	7	超低床	スロープ付	標準仕様	56	8.99	11 . 2	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	実費購入予定費(円)＊消費税を除く				実費購入予定費合 計額から備忘価格 を控除した額(円) ニ-1円=ホ	本と限度額のうち 少ない方の額 (円) ヘ	普通償却限度額 (円) (定率法) ヘ×(0.5or0.4)=ト (定額法)ヘ×0.2=ト	特別償却額 (円) チ	償却限度額 (円) ト+チ=ヌ	事業者償却額 (円) ル	ヌとルのうち少 ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ										
11-1	39,230,000	0	0	39,230,000	39,229,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	15,692,000	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0
11-2	23,860,000	0	0	23,860,000	23,859,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	9,544,000	6,000,000	8	4,000,000 円	2,000.0
11-3	23,860,000	0	0	23,860,000	23,859,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	9,544,000	6,000,000	8	4,000,000 円	2,000.0
11-4	23,860,000	0	0	23,860,000	23,859,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	9,544,000	6,000,000	8	4,000,000 円	2,000.0
計	110,810,000	0	0	110,810,000	110,809,996	60,000,000	24,000,000	0	24,000,000	44,324,000	24,000,000		18,000 千円	9,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助対 象額(円) への額以内	償還期間 (月) 60	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち 低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
11-1	15,000,000	60	2.50%	2.50%	315,000 円	157.5
11-2	15,000,000	60	2.50%	2.50%	234,000 円	117.0
11-3	15,000,000	60	2.50%	2.50%	234,000 円	117.0
11-4	15,000,000	60	2.50%	2.50%	234,000 円	117.0
計	60,000,000				1,017 千円	508

※11-1を各県へ配分

島根県	広島県	山口県
配分比率	配分比率	配分比率
44.183%	48.420%	7.397%
69.5	76.2	11.6

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) ヨ+ネ
19,017	7,745

【負担者とその負担割合】

補助 フ 申請 番号 申請 ブロック名	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%

2年目以降(令和 6 年度～令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請 番号	
			当該年度	初年度
山 陰	10-1	広益線	1	1
山 陰	10-2	広益線	1	1
山 陰	10-3	浜田益田線	5	5
山 陰	10-4	周布江津線	7	7
山 陰	9-1	新広益線	2	2
山 陰	9-2	新広益線	2	2
山 陰	9-3	新広益線	2	2
山 陰	9-4	周布江津線	7	7
山 陰	9-5	周布江津線	7	7
山 陰	8-1	小浜江崎線・浜田益田線	3・5	3・5
山 陰	8-2	浜田益田線	5	5
山 陰	8-3	浜田益田線	5	5
山 陰	7-1	浜田益田線	5	5
山 陰	7-2	浜田益田線	5	5
山 陰	7-3	周布江津線	7	7
山 陰	6-1	津和野線	3	3
山 陰	6-2	周布江津線	7	9・10
山 陰	6-3	周布江津線	7	9・10

11-1を各県へ配分

島根県	広島県	山口県
配分比率	配分比率	配分比率
44.183%	48.420%	7.397%
1,325.4	1,452.6	221.9

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ 9)の額＝ウ	普通償却限度額 (円) 定率法: ナ×0.333(0.4)＝ム (定額法):ナ×0.2＝ム	特別償却額 (円) ウ	償却限度額 (円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとのうち少な い方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ
10-1	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	9,415,200	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0
10-2	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	9,415,200	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0
10-3	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,998,933	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0
10-4	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,998,933	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0
9-1	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	5,649,120	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0
9-2	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	5,649,120	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0
9-3	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	5,649,120	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0
9-4	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,199,360	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0
9-5	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,199,360	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0
8-1	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,831,400	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
8-2	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,831,400	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
8-3	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,831,400	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
7-1	15,000,000	1,980,000	1,980,000	0	1,980,000	2,831,399	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
7-2	15,000,000	1,980,000	1,980,000	0	1,980,000	2,831,399	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
7-3	15,000,000	1,980,000	1,980,000	0	1,980,000	2,831,399	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
計	225,000,000	87,220,000	39,640,000	0	39,640,000	75,162,743	39,640,000		39,640 千円	19,820

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
10-1	15,000,000	60	12	23	2.50%	2.50%	270,725 円	135.3
10-2	15,000,000	60	12	23	2.50%	2.50%	270,725 円	135.3
10-3	15,000,000	60	9	20	2.50%	2.50%	289,900 円	144.9
10-4	15,000,000	60	9	20	2.50%	2.50%	289,900 円	144.9
9-1	15,000,000	60	24	35	2.50%	2.50%	196,100 円	98.0
9-2	15,000,000	60	24	35	2.50%	2.50%	196,100 円	98.0
9-3	15,000,000	60	24	35	2.50%	2.50%	196,100 円	98.0
9-4	15,000,000	60	21	32	2.50%	2.50%	215,000 円	107.5
9-5	15,000,000	60	21	32	2.50%	2.50%	215,000 円	107.5
8-1	15,000,000	60	33	44	2.88%	2.50%	140,000 円	70.0
8-2	15,000,000	60	33	44	2.88%	2.50%	140,000 円	70.0
8-3	15,000,000	60	33	44	2.88%	2.50%	140,000 円	70.0
7-1	15,000,000	60	45	56	2.040%	2.040%	53,521 円	26.7
7-2	15,000,000	60	45	56	2.040%	2.040%	53,521 円	26.7
7-3	15,000,000	60	45	56	2.00%	2.00%	52,400 円	26.2
6-1	15,000,000	60	57	60	1.353%	1.353%	2,862 円	1.4
6-2	15,000,000	60	57	60	1.353%	1.353%	2,862 円	1.4
6-3	15,000,000	60	57	60	1.35%	1.35%	2,800 円	1.4
計	270,000,000						2,727 千円	1,363

【所要経費(2年目以降合計)】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
42,367	16,549

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の記車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップバスもしくはリフト付き車両(種別仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップバスもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.9%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。
- 普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した車両:保証率0.06249 改定償却率:1.000
※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500
※3. 上記11. に記載した特例の償却率を適用する場合は、それに応じた保証率等を適用すること。
- 自家用有償旅客運送の場合、普通償却限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償却率を適用すること。
なお、特例の償却率、改定償却率の取扱いについては11. 及び12. の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率、保証率、改定償却率とすること。)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 種車仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、種仕様外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあつては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)

9-1、9-2、9-3、10-1、10-2を各県へ配分

島根県	広島県	山口県
配分比率	配分比率	配分比率
44.183%	48.420%	7.397%
795.2	871.5	133.1
795.2	871.5	133.1

配分比率	配分比率	配分比率
30.024%	69.976%	0.000%
324.2	755.7	0.0
324.2	755.7	0.0
324.2	755.7	0.0

9-1、9-2、9-3、10-1、10-2を各県へ配分

島根県	広島県	山口県
配分比率	配分比率	配分比率
44.183%	48.420%	7.397%
59.7	65.5	10.0
59.7	65.5	10.0

配分比率	配分比率	配分比率
30.024%	69.976%	0.000%
29.4	68.5	0.0
29.4	68.5	0.0
29.4	68.5	0.0

	台数	補助対象経費	計画額
新規	4台	19,017千円	7,745千円
継続	18台	42,367千円	16,549千円
合計	22台	61,384千円	24,294千円